

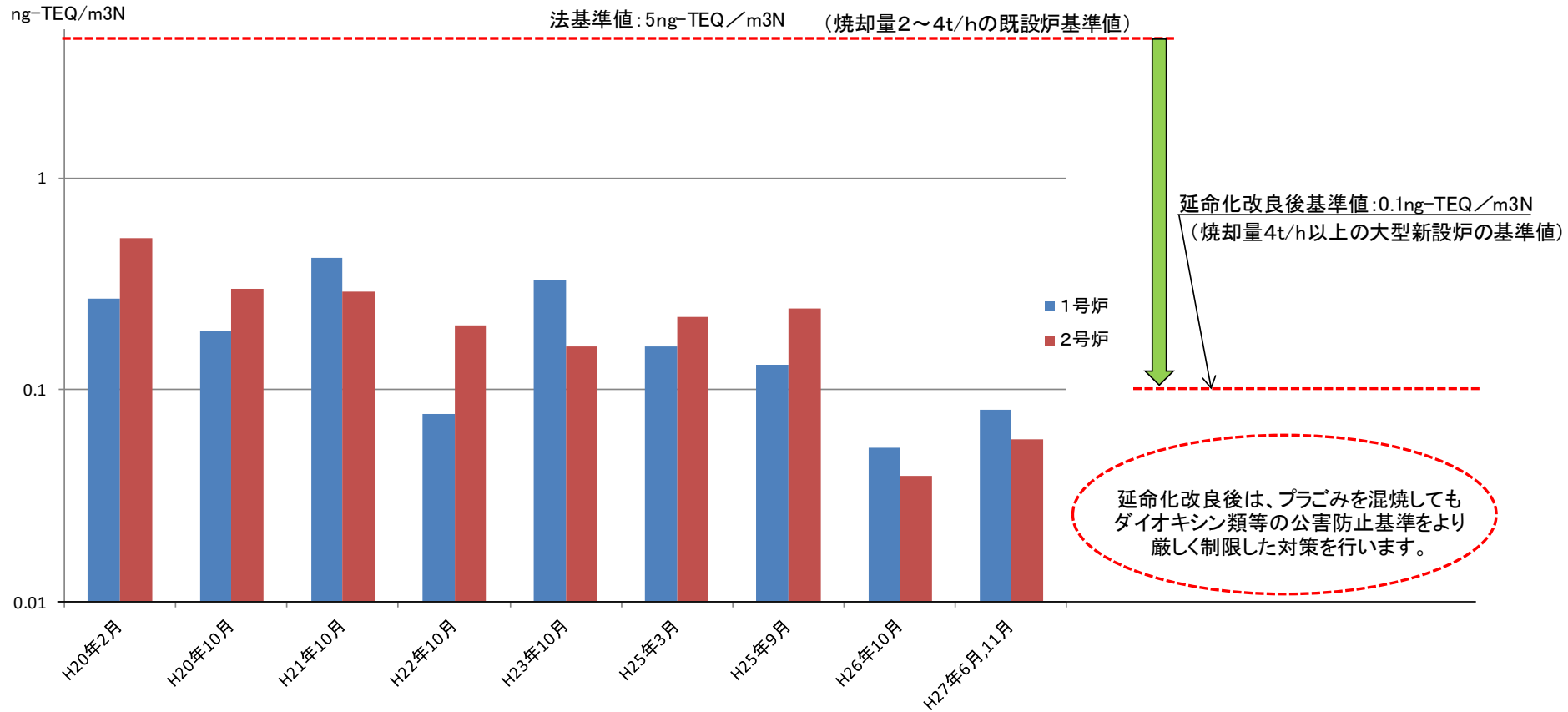
# ごみ焼却施設における排ガスダイオキシン類排出 濃度実績と延命化改良後の基準値

2018年2月14日

三菱日立パワーシステムズインダストリー(株)

# 石垣市クリーンセンター稼働実績値と延命化後の基準値

石垣市クリーンセンターの排ガスダイオキシン類排出濃度実績データ



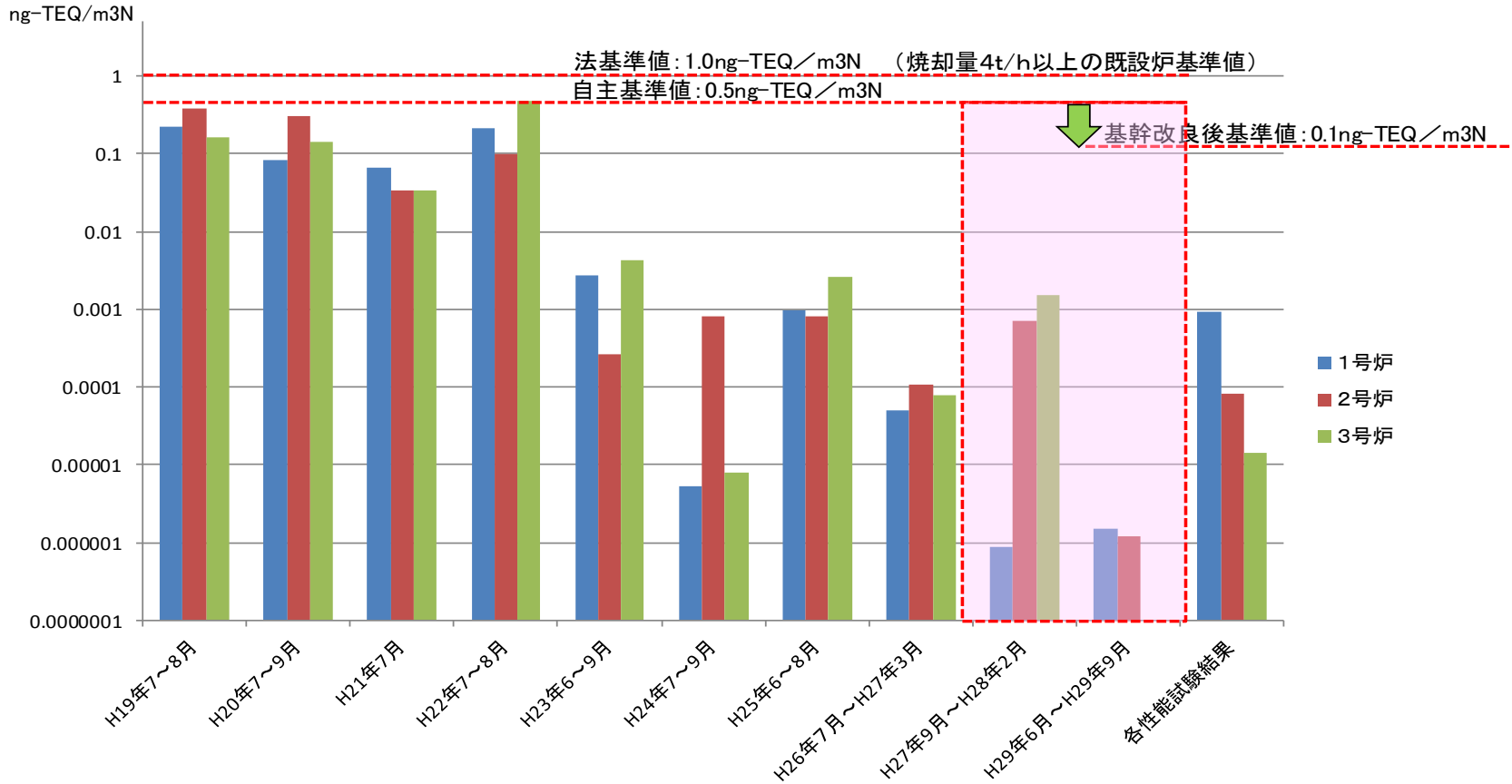
焼却対象ごみ  
 もやすごみ: 生ごみ、草・木の枝葉、食用油、紙おむつ、ラップ・ホイル  
 衣類・ぼろ切れ、紙くず、梱包プラ、レジ袋、菓子袋など  
 もやさないごみ: 容器包装以外のプラスチック、CD・DVD、化粧品容器、ビデオカセット  
 革製品、スポンジ、食用油容器(びん、プラ)、傘、ライター・乾電池

出典: 環境省HP、一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類排出濃度について

石垣市クリーンセンターごみ焼却施設  
 施設規模: 40t/16h × 2炉 (80t/日)  
 炉形式: 流動床式焼却炉  
 竣工年: 平成9年10月 (稼働後20年経過)

# 事例1 山口県某衛生組合殿の延命化改良前・後の実績

山口県 某衛生組合センターの排ガスダイオキシン類排出濃度実績データ



出典：環境省HP、一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類排出濃度について

## 焼却対象ごみ

もやすごみ：生ごみ、草・木の枝葉、再生できない紙類、布・毛糸製品  
 紙おむつ、**革製品**

もやさないごみ：金属製品（なべ・フライパン・食器・ハンガー・缶・斗缶他）  
 塩ビ、ゴム製品、小型家電品、水筒、ヘルメット、傘など

※プラスチックごみは、周南市リサイクルプラザで収集選別しているが、平成29年度より容器包装以外のプラスチックの試験焼却処理に着手

山口県某所クリーンセンターごみ焼却施設

施設規模: 110t/24h × 3炉 (330t/日)

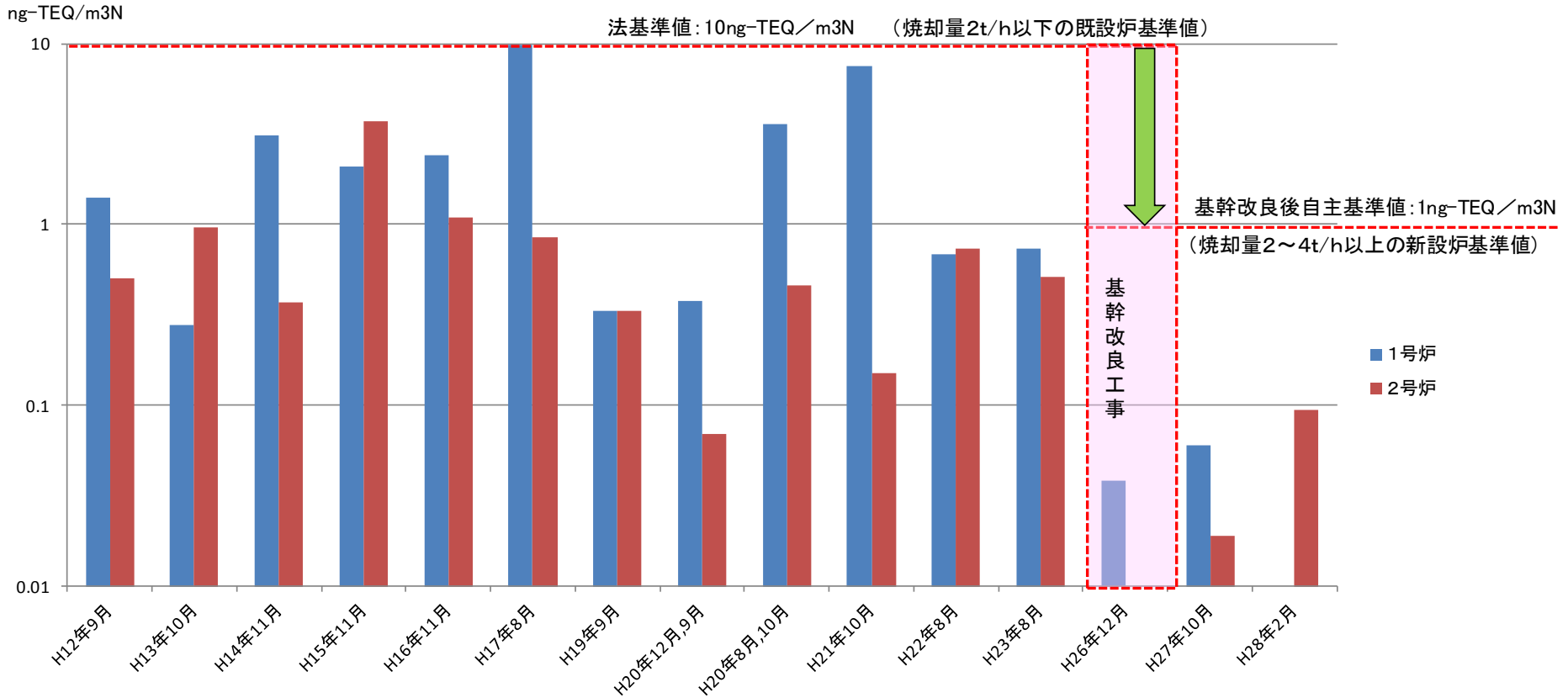
炉形式: 流動床式焼却炉

竣工年: 平成7年9月

延命化改良工事: 平成25年6月着工～平成29年3月竣工

# 事例1 大分県某自治体殿の延命化改良前・後の実績

大分県某清掃センターの排ガスダイオキシン類排出濃度実績データ



焼却対象ごみ  
 もやすごみ: 生ごみ、草・木の枝葉、紙くず、おもちゃ、**革製品**、ラップ・ホイル  
**リサイクルできないプラスチック**、衣類・ぼろ、ゴム製品  
**粗大ごみ破碎可燃物(家電品などの破碎プラスチック他)**  
 もやさないごみ: ガラス・陶器・刃物、金属製品、有害ごみ、家電品など  
 粗大ごみ: 家具、寝具、家電品、自転車、畳、トコなどの粗大ごみは  
 破碎処理後、金属、不燃物、可燃物に選別し可燃物はもやすごみ  
 として焼却処理

出典: 環境省HP、一般廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類排出濃度について

大分県某所クリーンセンターごみ焼却施設  
 施設規模: 25t/16h × 2炉 (50t/日)  
 炉形式: 流動床式焼却炉  
 竣工年: 平成10年3月  
 延命化改良工事: 平成26年3月着工 ~ 平成28年3月竣工

# 参考 排ガスダイオキシン類に対する適用規制値

ダイオキシン類については、大気、水質ともに、ダイオキシン類対策特別措置法の中で、現在とりうる限りの厳しい規制基準を定めています。

## 1) 排出ガス 特定施設及び排出基準値

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

特定施設種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が <sup>§</sup> 0.5m <sup>2</sup> 以上、又は焼却能力が <sup>§</sup> 50kg/h以上)	4t/h 以上	0.1	1
	2t/h-4t/h	1	5
	2t/h 未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

注：ダイオキシン類対策特別措置法施行時に大気汚染防止法において新設の指定物質抑制基準が適用されていた廃棄物焼却炉（火格子面積が2 m<sup>2</sup>以上、焼却能力が200kg/h以上）及び製鋼用電気炉については、上表の新設施設の排出基準が適用されている。

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

石垣市クリーンセンターの適用法規制値

80t/日 (40t/16h × 2炉) → 40t ÷ 16h = 2.5t/h